

青色申告

蒲田会報

No. 837

令和 7 年 2 月号

ホームページのパスワード
a6zi

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、令和6年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月17日(月)から3月17日(月)まで、消費税及び地方消費税は、3月31日(月)までとなっております。

令和6年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならぬ場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○納付手続き

国税の納付は、安心・便利な「キャッシュレス納付(クレジットカード納付・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等)」をご利用ください。なお、振替納税は、新規申込みや、管轄税務署や金融機関を変更する場合、事前手続きが必要となります。納付期限・振替納税口座引落日につきましては、下表でご確認ください。

○延 納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和6年分は令和7年3月17日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を6月2日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は0.9%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。

○令和4年(または特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合
令和6年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和6年分の消費税課税事業者になります。この場合、下表の期限までに、令和6年の売上金額や仕入・経費等による消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○令和6年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

令和8年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。
令和8年から簡易課税を選択する場合は、令和7年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

また、令和7年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方も、令和8年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することもできます。※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

インボイス登録事業者の方は、基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○令和6年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈 与 税
申告・納付期限	令和7年3月17日(月)	令和7年3月31日(月)	令和7年3月17日(月)
振替納税口座引落日	令和7年4月23日(水)	令和7年4月30日(水)	制度なし
延納税額納付期限 (口座引落)	令和7年6月2日(月)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので税務署相談窓口にてご相談ください。

◆医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示によることは出来ません。確定申告期限等から5年間、税務署からの領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

蒲田税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 TEL 03 (3732) 5151 (代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告は **自宅** から **スマホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター大手町分室です

郵送で提出



【宛先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室（蒲田税務署）

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和7年2月17日(月) ～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。	蒲田税務署	大田区蒲田本町 2-1-22	【受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談】午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただきたいもの

- ① マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
 - ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類
- ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォンまたはタブレット
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

事前準備

◆ **来場前**に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いしております。

入場整理券等

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お並びいただく場合があります。また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。
- 税務署の駐車場は、令和7年2月3日(月)から3月31日(月)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来場はご遠慮ください。

LINEで事前発行

- ・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・当日**並ばず**に事前[※]に取得できます。

友だち追加は
こちらから→



令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

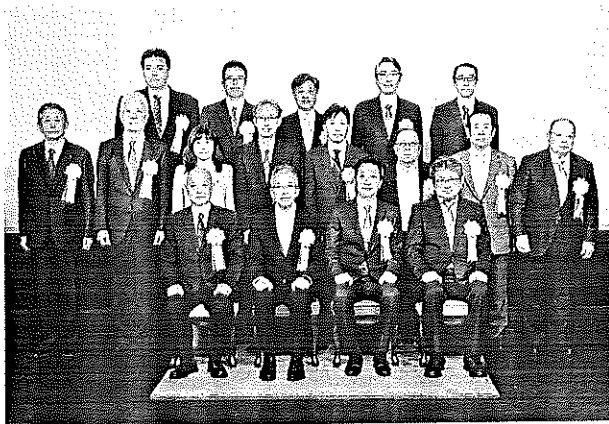
国税庁では、令和7年1月から、申告書、申請書、届出書、その他の書類の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

所得税申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

申告書等情報
取得サービス→

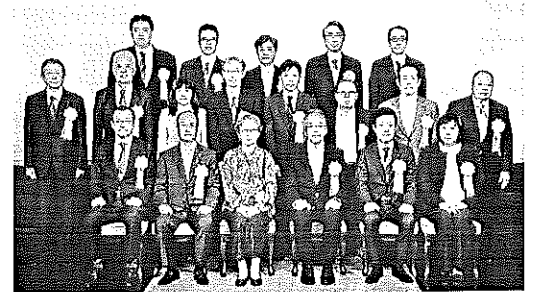


税務署長表彰受彰者

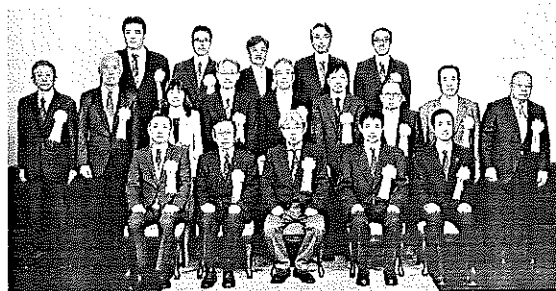
- ◎ 税務署長表彰受彰者
佐藤 康彦 （副会長）
- ◎ 税務署長感謝状受彰者
五十嵐 恭子 （理事）
森 河道太 （副会長）
- ◎ (二社) 蒲田青色申告会会長感謝状受彰者

令和6年度
納税表彰式

11月11日(月)、プラザ・アペアにおいて、令和6年度納税表彰式が行われました。
蒲田税務署と税務六団体（法人会・間税会・納貯連合会・酒販組合・税理士会・青色申告会）の共催で挙行されました。
当会の受彰者は次の方々です。
(順不同、敬称略)



税務署長
感謝状受彰者



税務六団体長
感謝状受彰者

☆ 大田都税事務所長感謝状受彰

11月25日(月)、大田都税事務所において、永年にわたる都の税務行政の推進により、副会長 森河道太氏に大田都税事務所長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

☆ 「税についての作文」表彰

12月6日(金)、産業プラザPioにおいて、令和6年度の中学生の「税についての作文」表彰式が行われました。蒲田青色申告会会長賞は、羽田中学校3年生 宮田 奈々さんの「見えない支え」に決定しました。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

都税だより

☆2月は、固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(金)までにお納めください。

☆令和7年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。減免額には上限が設定されています。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和7年6月2日(月)まで、令和7年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録(取得)の日から1ヵ月以内です。申請により自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター03-3525-14066(平日午前9時から午後5時※土日・休日、年末年始12月29日から1月3日を除く)へお問い合わせください。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

事務局より

◎決算書(一般用)の様式変更について

令和5年分より、「所得税青色申告決算書(一般用)」はインボイス制度に対応した様式に変更されました。「売上(収入)金額の明細」と「仕入金額の明細」が追加され、取引先の名称や登録番号、取引金額等を記入するようになりましたので、ご確認ください。

◎お知らせ

当会の電話は、業務効率化のためオートアテンダント機能を追加いたしました。案内に従って番号入力等の操作をしてください。

皆様のご理解とご協力を、宜しくお願ひします。

◎お願い

当会は会員の皆様からの会費で運営しておりますので、会費の納入が遅れている方は、早急に所定の方法で会費をお支払ください。ようお願いします。万一、会費の納入が遅れている場合、決算申告等のご指導が出来かねますので、ご了承ください。

「令和6年分所得税確定申告について」・「令和6年分消費税確定申告について」を当会ホームページに記載しております。下記QRコードをご活用いただくと、簡便です。



令和6年分
所得税確定申告について



令和6年分
消費税確定申告について

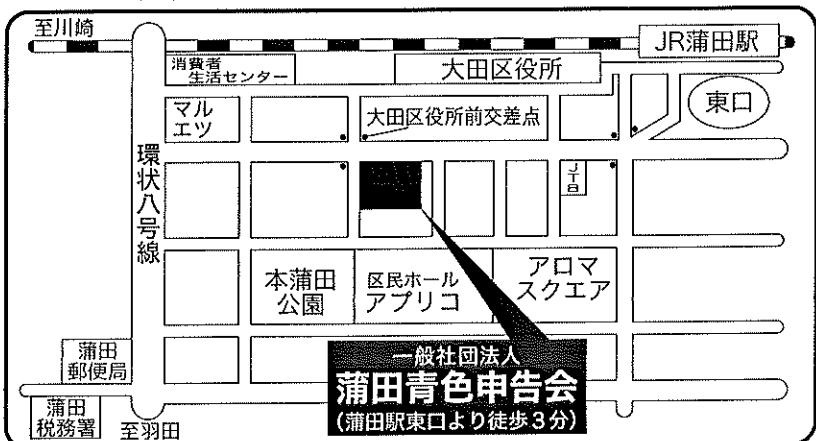
一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月事業報告

六日〜九日 年末調整指導会 事務局

九日 蒲田税務六団体連絡協議会 事務局

一六日 執行部会 蒲田税務署

二四日 青色コーナー協議会 事務局

理事会 消費者生活センター

新年税務意見交換会 魚丁天

二七日〜三十一日 確定申告が初めての方のための指導会 事務局

二九日 確定申告説明会 消費者生活センター